

○トップマネジメントミーティング実施要項

(令和3年9月1日学長裁定)

1 開催目的等

学長、理事、副学長及び事務局長間において、当面する課題等に係る自由な意見交換等を行うことを目的として、トップマネジメントミーティング（以下「TM」という。）を開催する。

2 構成員等

- (1) 学長、理事（非常勤を除く。以下同じ。）、副学長及び事務局長を構成員とする。
- (2) 事務局次長が原則として陪席する。
- (3) 学長が必要と認めるときは、関係の役職員を出席させることができる。

3 開催日時等

- (1) 原則として、毎月第2水曜日の午前9時30分から「学長室」において開催する。
- (2) 理事、副学長又は事務局長が出張等で不在となる場合であっても、学長が在学であれば原則として開催する。

4 進行・協議事項の提案等

- (1) 進行は、学長が行う。
- (2) 協議事項を提案しようとする者は、事前に構成員に対して当該事項を周知するとともに、必要に応じて資料を用意する。

5 その他

TMの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 記

この要項は、令和3年9月1日から施行する。